

要　望　書

令和元年 9月 4日

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人 千葉県看護協会
会長 寺口 恵子

本年4月、一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。国を挙げて長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、あらゆる雇用形態における公正な待遇の確保等、進めていくことになります。また、医療・介護ニーズが増大する2025年における看護職員需給推計について、地域医療構想との整合性を図る形で試算が進められています。こうした社会の流れの中で、いかに看護職の専門性を発揮し、2025年を迎えるか対応を検討しなければなりません。

時代は、少子超高齢多死社会を迎えようとしています。医療は、病院完結型から地域完結型への移行が加速し、益々増加する医療依存度の高い在宅療養者への支援が求められています。加えて、障がい者支援や社会を支える次世代の子どもたちの健全な育成も重要な課題です。この課題を解決するためには、在宅療養者・障がい者・子育て世代と、専門職や地域住民、自治体等が協働して支える自助・共助・公助のしくみとして、「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の構築が必要であると考えます。

千葉県においては、「千葉県保健医療計画」をはじめとする各計画を推進し、地域の実情に応じた取り組みにより、県民一人ひとりが健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる地域社会の実現を目指す様々な事業を展開しておられることと思いますが、市町村によって進捗状況に開きも見受けられます。

本協会においても、働き方改革や地域包括ケアの推進など時代の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、看護職の定着・確保、質の高い看護の提供、地域包括ケアにおける看護提供体制の推進などの各種事業を進めてまいります。また、既存の事業を見直して必要な事業を強化・発展させるとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、多職種の連携を強化し、組織を超えた協働で事業の提案にも挑戦していきます。「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の推進・充実に向けて、会員の総力を結集して進めてまいります。

よって、令和2年度予算の編成に当たっては、以下の事項について御配慮賜りますよう、要望いたします。

要　望　事　項

I 2025年を見据えた看護職の定着・確保の推進

本県の人口10万対の看護職数は増加しているものの、全国的には少ない状況にある（千葉県894.1人、全国平均1,228.6人）。

一方、2025年までの高齢化率は全国第3位のスピードで上昇し、2025年には最大で1万5千人の看護職不足が推計されており、看護職の定着・確保対策は喫緊の課題である。課題解決に向けて、県民に安心で安全な質の高い医療・看護を提供するためには、看護職の魅力等広報戦略と質の高い看護職の養成、看護の専門性を発揮し働き続けられる環境づくりが必要である。看護の道に進む人材の確保、県内就業率をアップするなどの取組みが必要である。

よって、ナースセンター事業のさらなる推進、働き続けられる職場環境づくりについて、より一層の支援をいただきたい。

II 質の高い看護の提供体制の整備

医療技術が日進月歩で発展している中、看護に必要な最新の知識や技術を修得し、質の高い看護を提供することは看護職の使命である。そのため、看護職には、生涯を通じて専門性の高い看護の知識や技術の修得に努めることが求められるとともに、学会や研究・調査等を通じ、より専門性を活かした看護の開発に取り組んでいくことが必要である。

よって、生涯教育の開催、学会や調査への支援、認定看護師や専門看護師、特定行為に係る研修等、専門資格の取得への支援をいただきたい。

III 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会に向けて、全世代を対象とした地域包括ケアシステムの整備が求められている。医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速し、障がい者・医療依存度の高い在宅療養者の増加等、訪問看護の需要は益々増大している。

一方、少子社会における健全な妊娠・出産・育児（虐待含む）に対する切れ目のない支援の必要がある。こうした事態に対応するため、地域における働く場を超えた看護職同士の連携をベースに、多職種の協働へと拡大し、支援ネットワークへと発展させていくことが求められている。

よって、地域包括ケアの推進に係る訪問看護師・保健師の確保（増員）・育成、看・看連携、小児や障がい者、高齢者等の退院支援、多職種連携の強化による地域包括ケアの推進について引き続き支援をいただきたい。

要 望 事 項 詳 細

I 2025年を見据えた看護職の定着・確保の推進

人口10万対の看護職数は全国と比較すると低位であり、2025年には最大1万5千人の看護職不足が推計されている本県では、看護職の定着・確保対策は喫緊の課題である。課題解決に向けては、県民に安心で安全な質の高い医療・看護を提供するために、看護職の魅力等広報戦略と質の高い看護職の養成、看護の専門性を發揮し働き続けられる環境づくりが必要である。一方で、看護の道に進む人材の確保、県内就業率のアップにつながるような取組が必要である。

このような状況から、対応策として、看護学生の確保、潜在看護職の再就業支援、及び定着支援の3本柱を掲げ、支援体制を充実・強化し、実効性の高い戦略を検討しながら実践してきている。

よって、ナースセンター事業のさらなる推進、働き続けられる環境づくりについて引き続き支援をいただきたい。

1. 千葉県保健師等修学資金貸付制度の拡充

看護学生の就学を容易にし、県内における看護職の確保及び質の向上に資することを目的とした修学資金の貸し付けによって、看護学生が安心して勉学に集中できるよう、以下の事項について制度の拡充を図られたい。

- ア. 貸付額の増額
- イ. 貸付対象者数の拡大
- ウ. 返還猶予

2. 看護学生の臨地実習体制の整備

県内で急増している看護大学等においては、看護の基礎教育の重要な柱である臨地実習施設の確保が厳しい状況にある。看護の臨地実習は、学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図り、看護実践能力を習得する極めて重要な機会であり、指導する専任教員及び実習指導者の質・量の確保が不可欠である。

また、看護学生は就業先として、臨地実習施設を選択することが多く、県内就業の推進のためにも実習施設の確保は重要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- ア. 看護教育の質向上を図るため、計画的な看護教員の養成
- イ. 臨床実習指導者講習会の定員・開催回数の増と開催日程の早期公表・周知
- ウ. 看護学生受け入れ施設への助成（特に、訪問看護ステーション等）
- エ. 臨床実習施設数の増加への支援

3. ナースセンター事業の充実強化

2015年10月からスタートした離職看護職等のナースセンターへの届出制度は4年を迎えようとしている。しかし、この届出システムと従来の求人・求職システムが連動していないため、再就業に向けた情報の活用に至っていない現状がある。

本センターも復職支援強化策として、2018年度からは5名の就業相談推進アドバイザー体制で、復職者を増やすため従来の事業を充実してきているが、さらなる事業充実のためには、求職者・求人施設への相談とその後のフォローアップなど、きめ細かく継続的な支援を実施する必要がある。

よって、復職支援の促進に向けて、以下の事項について実施されたい。

- ア. 就業相談推進アドバイザーの活動への継続支援と活動費増額
- イ. プラチナナース研修、潜在看護職の職場復帰のための研修会等の開催への継続支援

ウ. 地域における再就業基礎技術講習会と合同就職説明会への継続支援

4. 准看護師の教育環境の確保と進学コースの存続

准看護師養成停止が実現するまでの間は、准看護師養成校の教育環境の確保、並びに県立看護専門学校等、進学コースとなる2年課程は存続されたい。

5. 看護職のワーク・ライフ・バランスの推進

看護職は、夜勤・交代制勤務等の労働負荷に加えて、時間外勤務が常態化しており、有給休暇も取得できないなど、厳しい労働環境が続いている。看護の専門性ややりがいの担保のために、タスク・シフティングやタスク・シェアリングによる業務分担を有効に活かし、仕事と家庭の両立が困難となる看護職の離職を予防することが必要である。本協会では、10年間に及ぶワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、取組施設では一定の成果を得たことを評価して、今年度をもって事業を終了することとした。今後は、医療勤務環境改善支援センターの活動に期待しているところである。

一方、看護職の勤務環境では、病院内での患者や訪問看護時の利用者・家族からのハラスメントが問題とされている。また、電話相談では職場の同僚や上司からのハラスメントに関する事案が増えつつあり、退職理由として人間関係によるものも増加している。

よって、以下の事項について実施されたい。

ア. 医療勤務環境改善支援センター事業の充実

イ. 看護職のハラスメント対策の実施

ウ. 24時間対応の病後児保育所・院内保育所の増設・拡充への支援、保育時間の延長や学童保育の年齢引き上げへの支援、保育費用の助成

エ. 看護補助者の確保への支援

II 質の高い看護の提供体制の整備

看護職は、質の高い医療・看護を提供することによって、人々の健康的な生活の実現に貢献することを使命としている。そのため、生涯を通じて、安全で安心な専門性の高い看護の知識・技術の修得に努めるとともに、多様化する時代や社会のニーズに応えるため、学会や研究・調査等を通して、より専門性が活かせる看護開発への取り組みを進めていく。

よって、質の高い看護の提供体制について、支援をいただきたい。

1. 看護の質向上を目的とした研修の開催と教育環境の整備

医療技術は日進月歩で発展している。看護職は生涯を通じて、可能な限り最新の医療情報をキャッチし、習熟しながら知識や技術を研鑽することが、質の高い看護の提供につながるとともに、医療安全の上からも肝要である。

また、県立大学の充実を図り優秀な看護職を県内に定着させることで看護の質の向上を図ることが可能となる。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

ア. 生涯を通じて専門性を高めるために必要な知識・技術の習得研修

イ. 保健師のキャリア形成を意識した現任教育体制の整備(統括保健師の配置)

ウ. 県立大学への大学院設置及び施設の充実

2. 専門分野における質の高い看護師の育成と処遇

2015年に特定行為の研修制度が施行され、一定の研修修了看護職が医療行為の一部を手順書によって実践している。これまでも、がん、感染、精神、糖尿病、認知症、救急、訪問看護等に精通した専門看護師や認定看護師が育成・輩出され、県民に質の高い看護を提供している。これらは、医師のタスク・シフティングやタスク・シェアリングにもつながっており、成果を上げているところである。

よって、以下の事項について実施されたい。

- ア. 特定行為研修、認定・専門看護師の資格修得に係る費用等への助成
- イ. 上記資格修得に係る奨学資金の創設
- ウ. 認定看護師教育機関の設置

3. 看護基礎教育4年制化を見据えた体制整備について（国への要望）

少子超高齢多死社会において、看護職には患者・家族等の個別ニーズへの対応や、入院時から在宅での生活を予測する支援、さらには在宅での看取りまでを視野に入れた総合的な看護が求められている。一方、これまでの看護基礎教育は、科目数は増やしてきているものの、総時間数は増やさずこれらに対応してきた。しかしながら、これからは、より複雑・多様化した対象者が急増し、臨床推論力や在宅領域の実践力をベースにした総合的な看護力が求められる。こうしたことから今後の社会ニーズに応えるには、教育時間数の増加は不可欠であると考える。

よって、看護基礎教育年限を3年から4年に延長していただくよう、国に要望していただきたい。

4. 医療機関における医療安全推進体制の強化

2015年10月から医療事故の再発防止を目的とした医療事故調査制度が始動している。県民に安全で質の高い医療を提供することは、医療者の究極の使命であるとともに、県民と医療者との信頼関係の醸成にも大きく貢献するものである。

よって、各医療機関における医療安全推進体制の強化や組織的な取り組みについて、引き続き支援をいただきたい。

- ア. 各医療機関における専従の医療安全管理者の配置
- イ. 医療安全大会や医療安全担当者交流会（研修）への支援

III 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会を背景に全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築が求められている。増え続ける医療・介護のニーズ、子どもの健全な育成に対応するためには、地域の実情や対象に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要である。そのためには、不足している訪問看護師・保健師の確保（増員）・育成、臨床看護師と訪問看護師による看・看連携の強化、高齢者や医療的ケア児、障がい者の退院支援システムの構築、多職種との連携による支援（チームケア）の組織化を進めていく必要がある。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

1. 訪問看護の充実・強化

2018年12月1日現在の県内における訪問看護ステーション数は337ヶ所、5年間で104ヶ所増えている一方、看護職の就業届出による訪問看護師数は、2016年末現在1,391人である。5年間で454人増加しているものの、1ステーション当たりの平均訪問看護師数は4.1人であり、多くのステーションが設置要件ぎりぎりで運営している

現状にある。全国的にも人口10万人当たりの訪問看護師数はワースト3位の状況にある。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

- ア. 訪問看護師の確保・育成のための体制づくりの支援
- イ. 訪問看護師の現任教育への支援
- ウ. 訪問看護ステーションにおける看護学生受け入れへの助成
- エ. 訪問看護ステーション開設後に子育て等による離職者が発生した場合の人員要件の緩和措置
(一定期間の経過措置)
- オ. 訪問看護行為における路上駐車禁止の緩和

2. 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会の進展に伴い、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速化し、医療的ケア児や、認知症、精神障がい者等、医療と介護の両方の支援を必要とする在宅療養者(児)が増加している。

県として、地域単位で、働く場を超えた多職種間の連携・協働をベースに、その連携を県民や関係機関の協働へと拡大し、支援ネットワークへと発展させていくことが求められる。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- ア. 地域における多職種連携の推進（看・看ケアマネ連携を含む）
- イ. 小児や障がい者、高齢者等の退院支援システムの強化
- ウ. 医療的ケア児や精神障がい者など在宅療養支援システムの構築
- エ. ライフステージに応じた地域包括支援システムの構築

3. 地域包括ケアシステムを推進するための環境整備

従来の、急増する高齢者を中心とした医療・介護に対応する地域包括ケアシステムを、高齢者社会の未来を支える子どもたちの健全育成まで拡大した「全世代を対象とする地域包括ケアシステム」は、まさに地域づくりであり、関係多職種の連携と環境整備により推進する必要がある。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

- ア. 地域包括を担う統括保健師の人員確保
- イ. 子育て世代包括支援センターにおける助産師と市町村の連携強化
- ウ. 産後ケアの対象児月齢拡大とケアセンター・訪問事業への助成金の創設
- エ. 児童相談所における保健師の役割の明確化と人員確保
- オ. 精神疾患患者の日中・夜間の医療機関受け入れ円滑化（特に県立医療機関）